

保護者の皆様へ

「三芳町学校給食代替費補助金」※制度について、よくある質問をまとめました。

制度について疑問がありましたら、三芳町・学校教育課までお問い合わせください。

※以下、補助金と表記します。

【三芳町学校給食代替費補助金について Q&A】

Q1.子どもが不登校だが、時々学校に行くかもしれない場合は、学校給食をどうすればよいか。

A:小学校は学校給食費の無償化措置を行っていますので、学校に来られる可能性がある場合は、お子様が学校に行きたいときにいつでも給食が食べられるよう、学校給食を停止しないことをお勧めします。現在給食を停止している場合は、再開の申請をいただきます。

Q2.子どもが不登校の状態が続いているが、現在は給食を停止していない。補助金を受けたいがどうすればよいか。

A:今後も学校に来られる可能性が低い場合については、学校又は学校教育課にご相談ください。

Q3.子どもが学校には月に3回くらい登校しているが、給食は停止していない。
補助金の対象になるか。

A:今後も学校に登校する可能性があれば、学校給食は停止しないことをお勧めいたします。

補助金を希望する場合は、「欠食届」を提出し、給食を停止したうえで、登校時は必ず弁当を持参していただきます。

Q4.欠食届はどのように提出すればよいか。

A:在籍する小学校へご提出ください。

Q5.給食を食べていない期間があったが、欠食届を出していなかった。あとから欠食届を出しても良いか。

A:食べていなくても給食は作られているため、遡りでの日付での提出は出来かねます。

補助金の対象となるのは、その月の全期間給食が停止された状態であることが条件です。
月途中から給食が停止された場合は、翌月からの支給となります。

Q6.補助金を受けていたが、転出の予定がある。どうすればいいか。

A:学校にご相談ください。